**初心者のための**

●趣旨 野球を通じてスポーツに対する理解を深め、青少年の健全育成に寄与します。

●主催 笠岡市教育委員会

●共催 公益財団法人笠岡市文化・スポーツ振興財団

 一般財団法人笠岡市総合福祉事業団 吸江社

●日時 　 **令和７年７月２６日(土)～令和７年８月２３日(土)までの毎週土曜日**

**１８：００～２０：３０　全５回**

 **開講式を教室初日（７月２６日）の１７時５０分より、笠岡運動公園野球場にて行いますので、１７時４５分までに受付を済ませてください。**

〈切り取って提出してください。〉

●場所 笠岡運動公園　野球場 〒７１４－００９６　笠岡市九番町１ー４

●講師 笠岡市教育委員会スポーツ推進課　派遣講師

●対象 笠岡市内在住の小学生

●内容 野球のルール説明、基本練習　ほか

●定員 ３０人（先着順）

●参加料 ８００円（スポーツ安全保険料として徴収します。※　詳細は裏面参照）

　　　　　　　　※今年度、笠岡市主催の他のスポーツ教室に参加している方は無料

●申込方法 申込書に必要事項を記入の上、**参加料（８００円）を添えて**申し込んでください。

 申込み先：笠岡市教育委員会スポーツ推進課（笠岡総合体育館内）

 〒７１４－００５４　笠岡市平成町６３番地の２

 　 TEL　０８６５－６９－６６２２

 ※ 申込書は、教育委員会・総合体育館・体育センターにあります。

●申込期限 **令和７年７月１6日（水）必着**

●必要なもの 運動のできる服装、お持ちのグラブ、バット

 着替え（Ｔシャツなど）、タオル、飲み物　　など

●保護者の方へ

 ○児童の送迎につきましては、保護者の責任にて、開始終了のそれぞれ１５～20分前頃にお願いします。

 ○主催者は、教室開催中の事故について応急処置以外の一切の責任を負いかねますので、

あらかじめ御了承ください。

 ○各自で体調管理に気を配り、体調が悪いときは参加を見合わせてください。

 〇申込期限後、スポーツ推進課からの参加確定の連絡はしませんので、開講当日は忘れずご参加ください。

●問合せ

スポーツ推進課 TEL０８６５－６９－６６２２

参 加 申 込 書 及 び 同 意 書

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （ふりがな）名　　　前 |  | 学年 | 年 | 年齢 | 才 |
|  |
| 学　校　名 | 小　学　校 | 性　別 | 男　・　女 |
| 保　護　者名 前 |  | 自　宅連絡先 |  |
| 住　　　所 | 　笠岡市 | 緊　急連絡先 |  |
| グローブの有無 | 有　・　無 |
| 今年度，笠岡市主催の他のスポーツ教室に参加している | はい　・　いいえ |
| 「はい」の方はどの教室に　　　　　参加されていますか。　　　　　　　 | バスケットボール教室　／　陸上競技教室ソフトテニス教室 |

　　　初心者のための軟式野球教室領収書

　　　　　　　　　　　　様

一金　８００円也

ただし，令和７年度軟式野球教室参加料として上記の金額正に領収いたしました。

令和　７年　　月　　日 笠 岡 市 教 育 委 員 会

※本申込書により入手した個人情報は教室参加資格の確認や教室運営にのみ使用いたします

切り取らないでください

|  |
| --- |
|  |

スポーツ安全保険について

対象範囲：**スポーツ教室での活動中及び自宅との通常経路往復中**

掛金：**800円**（加入区分：Ａ１　　中学生以下のスポーツ活動）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 契約する保険 | 保険の内容 | 補償金額 |
| 傷害保険 | 急激で偶然な外来の事故により被った傷害による死亡，後遺障害，入院，手術，通院を補償。**※ 熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒も対象となります。** | 死亡 **３，０００万円**後遺障害（最高額） **４，５００万円**入院（１日につき） **４，０００円**通院（１日につき） **１，５００円** |
| 賠償責任保険（免責金額なし） | 他人にケガをさせたり，他人の物を壊したことにより，法律上の損害賠償責任を負った損害を補償。 | 対人・対物賠償限度額合算　　１事故 **５億円**（但し、対人賠償は１人 **１億円**） |
| 突然死葬祭費用保険 | 突然死（急性心不全，脳内出血などによる死亡）に際し、親族が負担した葬祭費用を補償。 | 突然死（急性心不全、脳内出血など）葬祭費用 **１８０万円** |

**保険金が支払われない主な場合**

**【傷害保険】**

（１）次のような事由により生じた障害

①被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失

②被保険者の自殺行為，犯罪行為，闘争行為，無資格運転，酒気帯び運転

③被保険者の脳疾患，疾病（心臓疾患を含む。），心神喪失

（２）むちうち症，腰痛などで，医学的他覚所見のないもの

（３）次のものは障害には含まれず，保険金が支払われません。

○急性心不全，脳内出血などの突然死（突然死葬祭費用保険の対象となります。）

○野球肩，野球肘，テニス肘，疲労骨折，関節ねずみ，タナ障害，オスグット病，椎間板ヘルニア，靴ずれ，その他急激・偶然・外来の要件を満たさないスポーツ特有の障害

○成長痛，加齢に伴うものなど

**【賠償責任保険】**

（１）法律上の賠償責任が発生しない場合には，本保険の対象とはなりません。

（２）次のような事由に起因する損害

①被保険者の故意

②被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打

③地震，噴火，津波などの天災。

（３）被保険者と同居する親族に対する賠償責任

**【突然死葬祭費用保険】**

（１）次のような事由により生じた突然死

①被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失

②被保険者の自殺行為，犯罪行為，闘争行為，無資格運転，酒気帯び運転

③被保険者の心神喪失

④地震、噴火、津波、戦争その他の変乱、放射能汚染など

（参考）「令和７年度スポーツ安全保険のあらまし　　公益財団法人 スポーツ安全協会 発行」より抜粋